

# 毎月勤労統計調査における賃金の伸び率について

厚生労働省 政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当) 付

参事官付 雇用・賃金福祉統計室

# 毎月勤労統計調査における賃金の算定方法について

- 毎月勤労統計調査における名目賃金は、調査から推計した「現金給与額の支払総額」を調査から推計した「常用労働者の総数」で除して算出している。
- 実質賃金（指数）は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

## 名目賃金

### 名目賃金の実額

名目賃金（一人平均月間現金給与額）

$$= \frac{\text{現金給与額の支払総額（推計値）}}{\text{常用労働者の総数（推計値）}}$$

### 名目賃金指数

$$\text{各月の名目賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金の実額}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※基準年の指数が100となるように基準数値を設定している

### 名目賃金の伸び率（前年同月比）

各月の名目賃金の伸び率(%)

$$= \left( \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

## 実質賃金

### 実質賃金指数

各月の実質賃金指数

$$= \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

### 実質賃金の伸び率（前年同月比）

各月の実質賃金の伸び率(%)

$$= \left( \frac{\text{各月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

(注) 毎月勤労統計調査における実質賃金の算定においては、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を使用している。

- 「持家の帰属家賃」とは、持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を、住宅費用とみなした場合に支払われるであろう家賃相当額であり、実際の消費支出ではない。また、毎月勤労統計調査の賃金は給与収入であり、「持家の帰属家賃」は含まれていない。
- 実質賃金をより労働者の実感に即したものにするため、労働者の実際の支出と物価との比較を行う観点から、毎月勤労統計調査における実質賃金の算定には「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。

# 毎月勤労統計調査における賃金の伸び率について

- 毎月勤労統計調査における名目賃金は、マクロの賃金データである。  
そのため、伸び率は『ベースアップ』の影響を受けやすく、各労働者の『定期昇給』による賃金増の影響は受けづらい。
- 『ベースアップ』の影響は、特に、正社員の基本給が含まれる所定内給与に反映される。  
(注) ベースアップ：賃金表（学歴、年齢、勤続年数、職務、職能などにより賃金がどのように定まっているかを表にしたもの）の改定により賃金水準を引き上げることという。  
定期昇給：あらかじめ労働協約、就業規則等で定められた制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することという。

**【例】毎年一定の定期昇給があり、年齢に応じて給与が決まっており、かつ、どの年齢でも労働者数が同じで、途中退社・入社がない場合【ベースアップがある場合 ※全労働者一律に $\alpha$ %ベースアップした場合】** ⇒ 一人平均月間現金給与額に**ベースアップ分が反映される。**

|      | 総人件費                      | 労働者数   | 一人平均月間現金給与額（名目賃金）   |
|------|---------------------------|--|---|
| 前年同月 | 1億2000万円                  | 各年齢（20～59歳）の労働者数：10人<br>労働者の総数：400人（=10人×40） | <b>30万円</b><br>（= 1億2000万円 ÷ 400人）                                      |
|      | ↓ 定昇+ベースアップ( $\alpha$ %)  | ↓ 労働者構成は変わらず                                 | ↓   |
| 当月   | 1億2000万円<br>の $\alpha$ %増 | 各年齢（20～59歳）の労働者数：10人<br>労働者の総数：400人（=10人×40） | <b>30.0万円の<math>\alpha</math>%増</b><br>（= 1億2000万円の $\alpha$ %増 ÷ 400人） |

伸び率

$\alpha$ %

**【ベースアップがない場合】** ⇒ 総人件費が変わらないため、一人平均月間現金給与額は変化しない。

|      | 総人件費     | 労働者数   | 一人平均月間現金給与額（名目賃金）                  |
|------|----------|--|------------------------------------|
| 前年同月 | 1億2000万円 | 各年齢（20～59歳）の労働者数：10人<br>労働者の総数：400人（=10人×40） | <b>30万円</b><br>（= 1億2000万円 ÷ 400人） |
|      | ↓ 定昇のみ   | ↓ 労働者構成は変わらず                                 | ↓                                  |
| 当月   | 1億2000万円 | 各年齢（20～59歳）の労働者数：10人<br>労働者の総数：400人（=10人×40） | <b>30万円</b><br>（= 1億2000万円 ÷ 400人） |

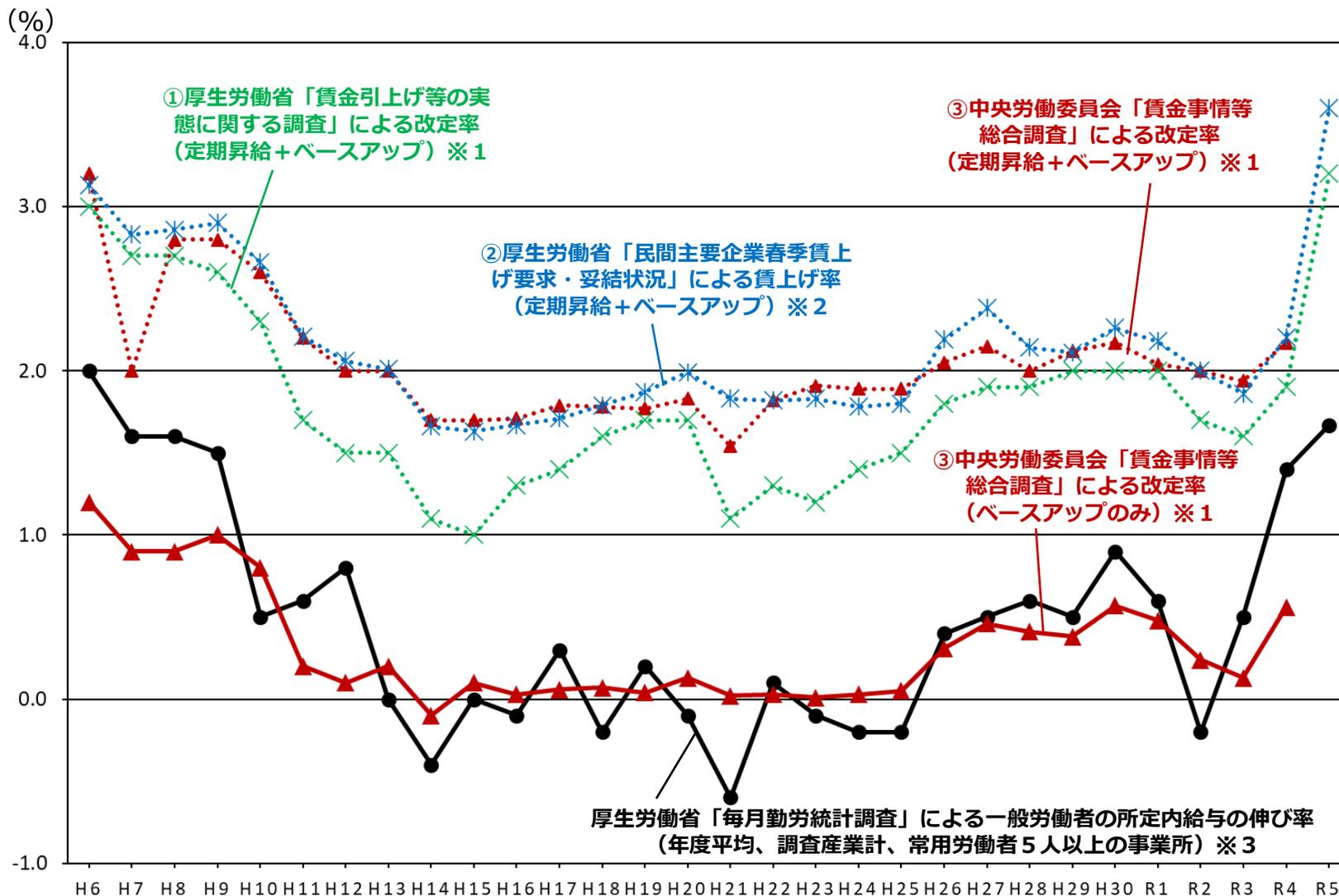
伸び率

0%

**他に賃金の伸び率を見ることが可能な統計調査等の例（以下はいずれも「定昇込み」の伸び率を見ることが可能）**

- ①厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」 ※常用労働者100人以上の企業を対象とし、1月～12月における賃金改定状況を調査。
- ②厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」 ※資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合を対象とし、春季賃上げの妥結状況を調査。
- ③中央労働委員会「賃金事情等総合調査」 ※資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業を対象とし、7月～翌年6月の賃金改定状況を調査。ベースアップ分のみも把握可能。

# 毎月勤労統計調査と他の統計調査等の比較



(注) 各統計調査等により、調査対象、集計方法等が異なる結果を機械的に比較したものであり、留意が必要。

※1 「①賃金引上げ等の実態に関する調査」の平成11年以降、及び「③賃金事情等総合調査」にはマイナス改定されたものも含む。

※2 「②民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」は、妥結が把握できた企業について集計したものである。

※3 「毎月勤労統計調査」の令和5年度の伸び率については、令和4年4～10月の賃金指数の単純平均と比較した令和5年4～10月の賃金指数の単純平均の比により作成。一般労働者には主に正社員が含まれる。